

各 位

生活情報（オーストラリアでのトランジットについて）

これまで何度かオーストラリアでのトランジットに関して問い合わせがありましたので、当地オーストラリア大使館に確認した情報についてお知らせ致します。

まず基本情報として、オーストラリアに観光や短期商用等で3ヶ月以内の滞在をするには、ETA と呼ばれる電子入国許可が必要になります。この ETA は ELECTRONIC TRAVEL AUTHORITY の略で、これに SYSTEM の S を加えた ETAS（イータス）とも呼ばれています。

そこで、オーストラリア経由で日本に帰国する場合にもこの ETA が必要かという問い合わせがあったので、オーストラリア大使館に確認したところ、

- トランジットが72時間を超える場合は、ETA が必要
- トランジットが8時間を超える場合は、ETA 若しくはトランジットビザが必要
- トランジットが8時間以内であれば、ETA やトランジットビザ等は不要

とのことでした。なお、トランジットビザはオーストラリア大使館に直接申請する必要がありますが、ETA はインターネットで申請・取得が可能で、日本はこの対象国ですので、トランジットビザよりは ETA の方が手続きが簡素且つスピーディーに出来るとのことでした。

では、8時間以内のトランジット予定で ETA を持たずオーストラリアに渡航し、天候不良等で万が一便が欠航となり、急きょ空港を出てホテルに宿泊する等の必要性が出た場合はどうすればいいのか質したところ、そのような場合には不法滞在となるが、まずは空港内のイミグレーションに相談の上、その指示に従うよう案内され、緊急時の場合を想定して予め ETA を取得するか否かは渡航者の判断に任せるとのことでした。

よって、オーストラリアに渡航される方については、基本的には前記トランジット時間によって各種ビザが必要・不要になり、万が一の場合を考えて予め ETA を取得するか否かについては各位でご検討願います。

在チリ日本国大使館
領事部 溝口叔宏